

**新自由主義教育改革の新段階**  
**—教育課程・教育内容への新自由主義の浸透—**

**The New Stage of Neoliberal Educational Reform:  
The Spread of Neoliberalism in Educational Content and Courses**

久保田 貢

KUBOTA, Mitsugu

### 1. はじめに

現代日本社会において「カオス」（本学会設立趣旨）はいかに創りだされているのか。「倫理なきマンモニズム」（同趣旨）を拡大させたのは何か。その答えの一つが「新自由主義」であることは、社会科学の諸研究が明らかにしている。そして、新自由主義が現代日本の教育に深く影響を与え、カオスを再生産していることは共通理解になりつつある（佐貫 2003, 堀尾ほか 2005, ハーヴェイ 2007）。

先行研究は、新自由主義・構造改革のなかで教育制度が改変を迫られていることを明らかにしている。たとえば、新自由主義と教育をめぐる関係についての最新の研究の一つに中嶋哲彦のものがある（中嶋 2013: 221-234）。中嶋は「新自由主義教育改革の展開状況」として「4つの切り口」を挙げている。4つとは、①学校制度基準の緩和・撤廃、②「競争力人材育成部門」への教育資源の重点配分など、教育条件整備における「選択と集中」、③「競争・目標管理・評価による公立学校管理システム」、④学校設置制度の多様化、学校選択制など「教育の市場化」である。ここにみられるように、教育制度が新自由主義的な改革をすすめている、あるいは、新自由主義イデオロギーにもとづいて教育環境が変化している、というのが、先行研究が結論付けている点であ

る。この動向は「新自由主義（的）教育改革」とも呼ばれている（日本教育法学会 2009）。

近年の「愛国心」教育にみられるような新保守主義的教育も、新自由主義と密接な関連があることが多くの研究で指摘されている。新自由主義の急速な進展によって社会統合の破綻が深く顕在化した日本では、これを弥縫することが支配層としても急務となった。「国家」のもとに改めて統合を図ろうとしている、その一環として歴史修正主義によって国家の負の歴史を覆い隠そうとしている、というのが、この間、新保守主義が教育に吹き荒れている主要な要因として分析されている（佐貫 2012 など）。

本研究はこれらの先行研究の延長線上にある。異なるのは、2000年代（本稿で「2000年代」とは2000～2009年を示す）半ばに、制度のみならず、教育内容・教育課程まで新自由主義の影響を受けるようになった、具体的には学習指導要領改訂の過程で（新保守主義イデオロギーばかりでなく）新自由主義イデオロギーそのものが浸透するようになった、それを分析することを課題としている。後述するように、新自由主義イデオロギーは食育、キャリア教育、金融を含む経済教育など、限られた分野であるが、この学習指導要領で取り入れられた。個別の分野についての教育内容と新自由主義との関連は論証

されつつあるが（森本 2010, 日本社会臨床学会 2008, 久保田 2010, 久保田 2011, 久保田 2013, 北川 2008, 児美川 2007, 児美川 2013), 全体を総括したものではなく, これらが一つの契機をもって導入された点についても分析は少ない。また学習指導要領への影響を示したものも多くない。本研究は, 先行研究の成果も参考にしながら 2000 年代半ばの教育課程政策の全体像を俯瞰し, 新自由主義教育改革が 2000 年代半ばに一つの転期を迎え, 教育内容・教育課程にもステージを拡大した点を明らかにする。その際, 先行研究にはほとんど示されていない中央教育審議会資料にもとづいて, 分析をすすめる。現代日本社会においてカオスが拡大再生産されていく背景の一側面が, これによって明らかになるはずである。

本論に入る前に, 簡略に新自由主義について述べておきたい。ハイエクを経て, 1970 年代に M. フリードマンによって理論が完成域に達した新自由主義は, 小さな政府, 企業活動の自由などを基本理念とし, 市場優位の制度構築をめざすものである (M. フリードマン 1980)。日本でその特徴を表し始めたのは, 1980 年代, 第二次臨時行政調査会のいわゆる「臨調行革」である。さらに 1984 年設置の臨時教育審議会では「教育の自由化」の名のもとに新自由主義が教育制度領域にも大きな影響を与えるようになった。1990 年代になると新自由主義は「構造改革」と呼ばれながら進行し, たとえば「橋本「構造改革」」では, 「教育改革」が柱の一つに掲げられ, 臨教審で謳われ始めた自由化路線をいかに制度構築するか, 模索が続けられた。この新自由主義がさらに急進化するのが, 2000 年代の小泉純一郎政権期である。本研究が主に研究対象とするのはこの時期である。以下, 論じるように, この時期に, 教育制

度のみならず, 教育内容・教育課程まで新自由主義が浸透することになる。

## 2. 経済財政諮問会議と「骨太の方針」

小泉内閣は構造改革, すなわち新自由主義改革の司令塔として内閣府に経済財政諮問会議を設置した。この会議で, いわゆる「骨太の方針」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」)を決議し, これは閣議決定もされ, 構造改革の総論となる<sup>(1)</sup>。小泉首相が「骨太の方針というのは大きな傘みたいなものだ。総論をしっかりと抑えてその下に各省の改革プログラムを組み込んでいく。そうすればみんないやでも改革案を考えざるを得なくなる」(飯島 2006 : 62)と述べたように, 方針に基づいて各論と実施プロセスを各省庁が提出, 諮問会議で大臣自身に各省の取り組みを発表, 政策を遂行, という展開ですすむ。行政が一丸となって新自由主義・構造改革に取り組むためのしかけが, 経済財政諮問会議と骨太の方針なのである。

経済財政諮問会議が 2001 年の発足当初から重点課題として議論してきたのは, まずは金融であり, 経済であった。2001 年から会議で集中的に取り組まれている議題は, 不良債権処理であり, それにとりまなう「金融再生プログラム」, デフレ問題への取組, 「制度・規制改革と経済の活性化」である。そして, 金融資本の再建を図りながら, 大資本優位の経済環境を醸成しつつ, 次に展開されたのは, 「小さな政府」をめざすための支出削減であり, 「社会保障制度改革」, 「郵政民営化」, 「三位一体の改革」などが議題にあげられている。これらの改革断行を示し, 議論をすすめたところで, 2004 年くらいよいよ「教育」が議題に加わる。2003 年まで会議では一度しかなかった「教育」議題が 2004 年～2005

年にかけて、4回も取り上げられている。

2004年8月24日、2004年第20回「教育の基本的あり方」

2004年11月4日、2004年第27回「教育の基本的なあり方について」

2004年12月20日、2004年第34回「教育の基本的あり方について」

2005年6月1日、2005年第13回「人間力（教育）について」

当初は構造改革の重要課題である「三位一体の改革」が義務教育国庫負担制度と関係し、制度の根幹から大きく揺るがすものであったため、ここが教育分野の議論の突破口となった。「三位一体の改革」とは、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直すことであり、削減が決まっている国庫補助負担金のうち、義務教育国庫負担は維持するのか、無くすのか、割合を減らすのか、その行方が焦点となっていた。これについては、2005年の攻防で、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられるという形で政治決着が図られるのだが、文科省はその間、経済財政諮問会議からずっと圧力をかけられ続ける状況にあった。もっとも、会議の議題にはあげられないものの、「骨太の方針」では、教育分野が少しずつとりあげられている。「骨太の方針」でずっと課題化されていたのは、「義務教育から大学までの教育の質を高めるため、競争環境の一層の整備」であり、「地方の自主性の尊重等を通じた教育改革」（骨太の方針2003）である。前者については、同じ「骨太の方針」に「義務教育の質向上を図るため、学校評価や学校選択の自由の拡大及び教員の意欲と能力に応じた処遇等が必要」と具体化されているが、学校選択制も教員の階層化も、東京都で先行的な「改革」の契機

は見え始めていた。後者については、前述の「三位一体の改革」と、そもそも中央の教育行政が何をどこまですべきなのか、という論議が沸き起こっていた。すなわち、日本経済団体連合会（経団連）<sup>(2)</sup>が学習指導要領をより簡略にするよう、再三にわたって提言を続けていて<sup>(3)</sup>、財界は、「教育市場」に参入する可能性を広げるため、中央教育行政による「規制」緩和・撤廃を図っていたといえる。教育内容も教育課程も地方・各学校が独自性を高め、それぞれが市場的環境で競争しあうことを望んでいたのである。

そして、同じく会議で具体化はすすまないものの、「骨太の方針」では教育内容に関わるところで少しずつ記述が増えている。「骨太の方針2002」には食育が、「骨太の方針2003」には「食育」、「キャリア教育」が、「骨太の方針2004」には「環境教育」、「職業教育」、「食育」があげられている。「環境教育」は、「骨太の方針2004」で「環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ごみの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組むとともに、環境教育を推進する」という文脈でも取り上げられている。

これらが出そろうのが「骨太の方針2005」である。

### 3. 中教審での論議に入り込む新自由主義イデオロギー

学習指導要領の改訂作業が本格化する中教審第3期が始まったのは、2005年2月15日、中教審総会第47回において、文部科学大臣が諮問をしてからである。以降、学習指導要領改訂を準備していた中教審教育課程部会では、第15回（2005年4月27日）より現行学習指導要領の各教科の課題を整理し、

教育課程の基準をどのような内容にするのか、議論されていた。折しも義務教育国庫負担の問題が大詰めを迎えて決着間近となり、財界からは学習指導要領の弾力化について圧力がかかっていた時期である。そこに「食育」「キャリア教育」「金融を含む経済教育」「環境教育」についてふれた「骨太の方針 2005」が出される。

教育内容・教育課程の骨格を規定する学習指導要領に、新自由主義イデオロギーが露骨に入り込むことになった直接の契機はこの直後である。2005年8月29日、中央教育審議会の初等中等教育分科会教育課程部会における第24回の会議で、「食育」「キャリア教育」「金融を含む経済教育」の3つの領域に関する、「現代的な課題に対応した教育について」という資料（以下、「資料」）が配布されている。

「資料」には、「現代的な課題、現状」「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（骨太の方針 2005）における記述（抜粋）」「国における最近の主な動向」の概略が示されている<sup>(4)</sup>（215頁資料参照）。

この日の部会では、さらに「有識者からのヒアリング」として、「食育について（服部幸應）、キャリア教育について（玄田有史）、金融を含む経済教育について（高橋伸子）」と3つの領域にそったヒアリングを受け、それぞれ議論をしている。

明らかな問題として二つ挙げられよう。第1に、教育内容・教育課程に政治が介入している事実である。後述するように、「骨太の方針」に掲げられたこれらの教育内容はほぼ現実のものとなり、学習指導要領に組み込まれる。第2に、その内容が新自由主義イデオロギーに関わっている点である。つまり教育を通じて新自由主義を敷衍することになるのである<sup>(5)</sup>。

では、これらがどのように新自由主義に関わるのか。簡略にまとめる。

### (1) 金融を含む経済教育

先述のとおり経済財政諮問会議が当初より構造改革の柱に据えていたのが金融である。小泉内閣発足当初の「骨太の方針 2001」より「民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、（中略）「躍動の10年」を展望することが可能となる」と述べている通り、金融は構造改革の突破口とされていた。当然、この改革は市民生活に大きな影響を与えることになる。金融機関は多種多様な商品・サービスを展開し、市民は「高齢社会の到来、終身雇用・年功制の変容の中で、個人が金融資産の運用等について自己責任で意思決定する機会が増加」（「資料」）することになる。こうして金融においても競争と自己責任原則が貫徹し、ゆえに損をしたりリスクに気づかなかつたりしないように、国民も金融の知識を身に付ける必要がある<sup>(6)</sup>。構造改革に伴う自己責任の徹底の意味で金融教育が求められたのである<sup>(7)</sup>。

### (2) 食育

「食育」は食育基本法が2005年に施行し、「国民運動として食育を推進する」（骨太の方針 2005）ことが決められている。「資料」の「現代的な課題、現状」には、偏食や不規則な食事、朝食欠食、肥満増加などが書かれているが、前掲の先行研究によればももとの食育を推進するねらいは新自由主義・構造改革の根幹に連なっている。すなわち、医療費抑制の一環として健康の自己責任化を浸透させる目的である。そして、いくつもの数値目標が立てられ、学校教育に限らない国民運動としての展開が始まっ

たので、逆に学校の教育課程が食育と無関係なままでは済まされない状況に置かれていたのである。

### (3) キャリア教育（「職業教育」）

文科省が「キャリア教育」について初めて言及したのは、1999年のことである。中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」には、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」と述べられている。この答申を引き継ぐ形で、文部省は2000年に「キャリア体験等進路指導改善事業」を、2001年には文科省が「キャリア教育実践モデル地域指定事業」を開始している。文科省のこれらの施策を飛び越える形で、「キャリア教育」が本格的な展開を見せる契機となるのが、2003年「若者自立・挑戦戦略会議」の発足と「若者自立・挑戦プラン」である。「若者自立・挑戦プラン」は、文科省・厚生労働省・経済産業省・内閣府（2005年からは農林水産省も加わる）と4つの省府を横断した本格的な若者政策であり、同プランは「骨太の方針2004」にも位置付けられている。

先行研究によれば、政策側は「フリーター・ニートの急増」、「『学卒無業者』の増加、若年層の離職率の高さ」、「職業観の『未成熟』」といった問題が意識されていて、かかる課題への対処の必要性から（児美川2007：101）、学校教育でのキャリア教育を要請し始めたという。たしかに、「資料」の「現代的な課題、現状」では、「若者の勤労観、職業観の未熟さ、職業人としての基礎的資質・能力の

低下」「いわゆるフリーターやニートの増加」と挙げられている。背景には政策側の「将来にわたる『社会的コスト』が増大していくことへの危機感」があったという。つまり、フリーターなどの「不安定な若年層」の増加が、経済成長を押し下げるのみならず、「年金や社会保障制度の存続も危うくしかねない」という世論を意識したといわれている（児美川2007：123）。

これらは、新自由主義・構造改革がもともとの日本的雇用関係を崩し始めていたのが根本的な要因だが、構造改革の破綻を「教育で始末をつける」（児美川2007：134）、その「完成形」は教育内容に積極的に盛り込んでいくことである。ゆえに、「キャリア教育」については、学習指導要領に明記する方向が早くから示された。たとえば、中教審初等中等分科会教育課程部会第41回（2006年7月14日）に提出されている「資料7 小・中・高等学校のそれぞれの学校段階に関するこれまでの主な議論（案）」を見ると、「社会の変化への対応」の項目で、「キャリア教育」のみが高校で別の囲みで書かれている<sup>(8)</sup>。

### (4) 「環境教育」

もう一つ、この「資料」には提案されていないものの、「骨太の方針」でずっと改革課題に挙げられていた教育内容として「環境教育」がある。2000年代半ば、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（京都議定書、1997年）の目標達成が重要課題となっていて、また循環型社会を目指す動きも大きくなっていった。しかし、環境への配慮は経済発展の障害となる可能性もある。ゆえに「環境保護と経済発展の両立」（骨太の方針2004）が求められていた。この「骨太の方針2004」には、「……環

境問題等の課題を新たな社会的ニーズに転換しつつ個々の企業，地域，個人レベルでそれぞれイノベーション（革新）を生み出し，日本経済を新たな成長軌道に乗せていく」とも記され，つまり「環境」をいかに経済成長に結びつけるか，環境問題をそのような思考へと組み替えるかが，課題となっていたのである。

#### 4. おわりに—学習指導要領への展開

では，中教審で議論し始めたこれらの「現代的な課題」，すなわち，経済財政諮問会議の要請する教育内容は，具体的に2008年3月（高等学校・特別支援学校は2009年3月）改訂の学習指導要領という教育課程・教育内容に，どのように反映するのか，あるいはしないのか。以下，簡略にまとめる。

「食育」については，これまで学習指導要領にこの語はなかった。それが，小中高等学校のいずれも総則で「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，……については，体育科の時間はもとより，家庭科，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする」と新たに明記された<sup>9)</sup>。いくつかの教科・教科外活動でも新たに食育の語が加えられ，たとえば，小学校体育で「保健の内容のうち食事，運動，休養及び睡眠については，食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに，保健を除く第三学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること」，家庭では「食に関する指導については，家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するよう配慮すること」，特別活動では「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と加えられた。中学校でもほとんど同じ内容で記され，高校でも保

健体育，技術・家庭で食育の語が新たに書き込まれている。

「キャリア教育」に関わる場所でも新たな記述が増えている。もともと高校の学習指導要領には「就業体験」といったことばが入っていて，高校での変化はほとんどない。それでも，総則に「学校においては，キャリア教育を推進するために，地域や学校の実態，生徒の特性，進路等を考慮し，地域や産業界等との連携を図り，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに……」と初めて「キャリア教育」のことばが挿入された。記述が増えたのは中学校である。「職場体験学習」の語が総則，道徳，「総合」，特別活動の4つの領域で加えられている。そもそもこの学習指導要領では，「体験」の意義を重視し，小中高校ともに体験活動に力点を置いているのだが，その一環として従来からの「ボランティア活動」，「自然体験活動」に加え，今まで無かった「職場体験学習」を併記している。そして，中学校「道徳」解説に「特に，将来について考え，進路選択の時期を迎える中学校の時期においては，職業や働くことの意義を理解し，望ましい勤労観・職業観をはぐくむ職場体験活動は，（中略）その意義が深い」とあるように，基本的に「望ましい勤労観・職業観」を育てるといった「キャリア教育」論を展開している。

「食育」，「キャリア教育」と異なり，学習指導要領への記載が少なかったのは「金融」である。学習指導要領が改訂される直前の2008年2月の中教審答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」にも，「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」としてキャリア教育，食育は挙げられていたが，「金融」の文字は消えていた<sup>10)</sup>。学

習指導要領には、中学「公民」で新たに「ア市場の働きと経済」では、金融の仕組みや働きを扱い、その意義や働きについて理解させることとした、高校現代社会で「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること、政治経済で「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること」と、最近の「変化」を強調する文は加わっている。またこの「解説」をみると、「金融業務の自由化や金利の自由化に伴う金融に関する経済環境の変化による国民経済や、家計、企業への影響について理解させることが大切である。さらに、金融機関の倒産などにより金融市場の信頼性が著しく損なわれると、大規模な信用収縮が起き、資金の流れが滞ってしまい、経済活動に大きな影響を与えることに気付かせる必要がある。また、クレジットやローンなど日常生活の中での金融の役割、貸し手及び借り手の自己責任の原則や契約の重要性について、大項目(1)アと関連させて具体的に理解させるようにする」とあり、「自己責任」論が明記されるようにもなっている。しかし、当初の経済財政諮問会議や金融庁などの要請からすれば全体のトーンは明らかに後退している。これは2006年1月の堀江貴文氏の逮捕、6月の村上世彰氏の逮捕が影響しているのではないかとされている(山根 2013)。金融に対する社会のマイナスイメージが広がったため、それを前面に出すことは避ける配慮があった。

金融に代わって学習指導要領でクローズアップされたのは「法・きまり・ルール」である。新自由主義・構造改革によって、規制緩和が進み、企業間や私人間の紛争は増え、「司法」での解決が迫られる機会は多くなる。司法制度改革はまさにその対応としてすすめられたのだが、教育の場でこの徹底を図

ろうと法務省が力を入れ始めたのが法教育である。強調できなくなった金融問題における紛争処理と、「法・きまり・ルール」を重視する法教育とは表裏一体の関係にもある。学習指導要領の総則には小学校・中学校ともに、以下の文が新たに書かれている(下線は筆者)。

小「特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、……」

中「特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、……」

そして同じく「資料」には表れていなかったが、「環境教育」については学習指導要領では大きく取り上げられることになり、「持続可能」の語で新たに書き込まれていった。「持続可能な開発」、「持続可能な発展」の語があるように、学習指導要領における「持続可能」は環境と発展を取り結ぶ用語として多用されている。

学習指導要領の簡略化の圧力を受けていた文科省は、財界の要請を積極的に受け入れることで、逆にその維持をはかる意図もあったのかもしれない。文科省として学習指導要領という統制ツールを守ろうとする保身が、これら新自由主義イデオロギーを内包する学習指導要領を成立させたとも考えられる。

以上、本研究は、新自由主義イデオロギーが教育制度のみならず、教育内容・教育課程まで及ぶようになったこと、具体的には学習指導要領改訂の過程で新自由主義が浸透するようになったこと、この分析が課題であった。2000年代半ば、経済財政諮問会議の骨太の方針で掲げられた改革課題が中教審に降ろされ、実際に食育、キャリア教育などの語はそのまま学習指導要領に新たに書き込まれることになった。こうして新自由主義教育改革は教育内容・教

育課程にまで及び、ステージを新たにすることになった。

新自由主義イデオロギーを内包する学習指導要領が告示され、すでに教育内容・教育課程を通しての新自由主義の同意調達は始まっている。しかし、ここには大きな矛盾があり、それを教育実践の中で子どもたちと学びあい、課題化していくことがカオスを拡大させないための方途となりうる。具体的にいえば、労働市場の劣悪化はすすみ、いわゆる「ブラック企業」で過労自殺が増え続けているような現実がある。「望ましい勤労観・職業観」だけ育成する「キャリア教育」では、人間の存在を根底から否定する労働環境になんら太刀打ちできないことは目に見えている。子どもたちにも容易にわかるこの現実について学びあいながら、「キャリア教育」の問題を議論する授業は展開できないか。福島第一原子力発電所の現実、環境保護と経済発展を取り結びながらビッグビジネスを追求していった末路である。

「持続可能な開発」、「持続可能な発展」に内包する欺瞞は、この事例からも子どもたちと学びあえるのではないか。このような実践はごくわずかであるが模索が始まっている。授業実践のなかで新自由主義イデオロギーを相対化し、人間の価値を再確認していく方法論の探究が求められる。今後の課題としたい。

## 注

各 HP は 2015 年 3 月 31 日に確認している。

(1) 経済財政諮問会議及び骨太の方針についてはすべて内閣府 HP 参照。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/index1.htm>  
1

(2) 経済財政諮問会議には経団連会長ら財界からの

民間議員も含まれている。

(3) 経団連「これからの教育の方向性に関する提言」2005 年 1 月 18 日付など。

(4) 文科省 HP [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/05110701/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/05110701/002.htm)

(5) もっとも中教審は、それ以前にこれらの課題を全く意識していなかったのではなく、すでに 2003 年ごろから、「骨太の方針」を意識した予兆は見られている。2003 年 3 月 20 日、中教審は答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」を出しているが、そこに「（参考）今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例」があり、「○学校における司法教育の充実を図り、すべての子どもに、自由で公正な社会の責任ある形成者としての資質を育てる」（法教育については 5 で詳述）

「○「職場体験学習」など、学校と職業生活との接続を改善し、将来の職業や働き方、生き方を考えさせる教育を、初等中等教育の各段階を通じて実施する」といった項目が挙げられている。2004 年 11 月 8 日、第 2 期中教審教育課程部会（第 14 回）・教育課程部会 教育課程企画特別部会（第 4 回）合同会議では、資料「学習指導要領の不断の見直しについて（論点整理案）」の「学校教育に対する社会的な要請に対応した教育課程の在り方について」の項目に「・法教育、金融教育など、新たな社会的要請に対応するためには、どのような改善が必要か」「・勤労観・職業観をはぐくむためのキャリア教育を充実するためには、どのような改善が必要か」といった文言が書かれている。

(6) 「個人が情報活用により利便性・価値を向上させる機会が増大する一方、リスクに気付かなかつたり騙されて損をする事例も発生」と懸念されている。

第8回 2006年5月15日開催資料7-2「金融経済教育懇談会『論点整理』のポイント①」(金融庁HP <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050630-2/01.pdf>)

(7)ちなみに、金融教育の先導役を果たしていたのは金融庁である。金融広報中央委員会には「学校教育の中で金融に関する消費者教育の定着を図っていくためには、同教育が学習指導要領の中により一層明確に示されることが必要と考えられるので、そうした方向での検討を文科省等の関係省庁に働きかけていきたい」とも述べられている。金融広報中央委員会HP「知るぽると」<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/sisin2002/>

(8)文科省HP [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/06081417/007.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/06081417/007.html)

(9)学習指導要領についてはすべて文科省HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/)

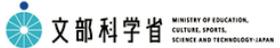
(10)ほかに挙げられていた項目として、情報教育、環境教育、ものづくり、安全教育、心身の成長発達についての正しい理解、がある。このうち新自由主義イデオロギーと親和性が強いのは、情報教育=IT (C)教育である。本研究では検討対象としないが、たとえば骨太の方針2004でも挙げられていて、(IT戦略の推進)の項目で、「・世界最先端のIT国家であり続けるため、内閣一体となってe-Japan戦略等を進める。—「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日)及び「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日)を、医療・教育分野等のITの利用・活用に重点を置き、着実に推進する」と書かれている。

## 参考文献

- 飯島勲(2006)『小泉官邸秘録』日本経済新聞社
- 北川善英(2008)「「法教育」の現状と法律学」『立命館法學』5・6号
- 久保田貢(2010)「新学習指導要領における『持続可能』概念についての研究」『唯物論研究年誌』第15号
- 久保田貢(2011)「『法・きまり』『ルール』を重視した新学習指導要領—その特徴と背景」『民主教育研究所2010年度(第11号)年報』
- 久保田貢(2014)「「食育」普及の分析—学校教育現場への展開にも注目しながら」『社会文化研究』第16号
- 児美川孝一郎(2007)『権利としてのキャリア教育』明石書店
- 児美川孝一郎(2013)『キャリア教育のウソ』筑摩書房
- 佐貫浩(2003)『新自由主義と教育改革—なぜ、教育基本法「改正」なのか』旬報社
- 佐貫浩(2012)『危機のなかの教育—新自由主義をこえる』新日本出版社
- 中嶋哲彦(2013)「矛盾を内包する新自由主義的教育改革」『3.11と教育改革』かもがわ出版
- 日本教育法学会(2009)『日本教育法学会年報第38号 新自由主義教育改革と教育三法』有斐閣
- 日本社会臨床学会(2008)「「健康不安」の背景を探る—健康増進法・食育基本法を中心に(2007年度学習会報告)」『社会臨床雑誌』16巻1号
- ハーヴェイ(2007)『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社
- 堀尾輝久ほか(2005)『地域における新自由主義教育改革—学校選択,学カテスト,教育特区』エイデル研究所

- M・フリードマン（1980）『選択の自由—自立社会への挑戦』西山千明（翻訳）日本経済新聞社
- 森本芳生（2010）「小泉流「食育」批判」『現代の理論』22巻
- 山根栄治（2013）「新学習指導要領を踏まえた金融教育」『教員向け情報提供誌 わたしは消費者』No.131, 東京都消費生活総合センター

[くぼた みつぐ／愛知県立大学／教育学]

|  <span style="float: right;"> <a href="#">サイトマップ</a>   <a href="#">English</a> </span>                      |   |   |         |
|--|---|---|---------|
| <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="詳細検索"/>   |   |   |         |
| お知らせ   | 政策について  | 白書・統計・出版物   | 申請・手続き  |
| 文部科学省について  |   | 教育  | 科学技術・学術 |
| スポーツ   |   | 文化  |         |
| 資料2  |   |   |         |
| 現代的な課題に対応した教育について  |   |   |         |
| 現代的な課題、現状  | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針2005）における記述（抜粋）  | 国における最近の主な動向  |         |
| <b>食育</b><br>○栄養バランスの偏った食事や不規則な食事・朝食欠食・小・中学生のうち約20パーセントが1週間のうち朝食を食べないことがある（平成12年度児童生徒の食生活等実態調査より）<br>○肥満傾向の児童生徒の割合の増加<br>○食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて判断できる能力<br>○食を通じた地域の理解や文化の継承<br>等        | 食育基本法に基づき、食育推進基本計画を作成するとともに、関係行政機関等が連携し、国民運動として食育を推進する。   | ●栄養教諭制度の開始（平成17年4月）<br>●食育基本法の制定（平成17年7月15日施行）<br>国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として、食育推進基本計画の作成のほか、家庭、学校、地域等における食育の推進を図る。  |         |
| <b>キャリア教育</b><br>○少子高齢社会の到来、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化<br>○若者の勤労観、職業観の未熟さ、職業人としての基礎的資質・能力の低下<br>○いわゆるフリーターやニートの増加<br>・フリーターの人数<br>2004年 213万人<br>・ニートの人数<br>2004年 64万人<br>（平成17年度 労働経済白書より）<br>等 | 若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、（中略）キャリア教育等の一層の推進（中略）など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する。 | ●若者自立・挑戦プランの決定（平成15年6月文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣合意）<br>高い失業率、フリーターの増加等の現状の中で、若年者を中心とする人材に焦点を当てた対策の一環として、勤労観・職業観の醸成を図るため、学校の教育活動全体を踏まえた組織的・系統的なキャリア教育を実施することとした。<br>●キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月文部科学省） |         |
| <b>金融を含む経済教育</b><br>○高齢社会の到来、終身雇用・年功制の変容の中で、個人が金融資産の運用等について自己責任で意思決定する機会が増加<br>○ペイオフ解禁や様々なリスクとリターンを含んだ金融商品等の多様化等の金融環境の変化<br>等  | 金融を含む経済教育等の実践的教育（中略）を推進する。  | ●金融経済教育に関する論点整理（平成17年6月金融庁）<br>バブル崩壊後の経済・社会の構造的変化や、これに伴う金融環境の変化を踏まえて、金融経済教育の今日的な意義・必要性を確認するとともに、金融経済教育の現状と課題について整理した。   |         |

資料 現代的な課題に対応した教育について